

衆院憲法調査会及び憲法調査特別委員会の設置の経緯 並びにその調査及び国民投票法制定の経緯について

平成23年11月17日(木)
前衆議院憲法調査会会長・元外務大臣
中山 太郎

はじめに

序．「憲法調査委員会設置推進議員連盟」の立ち上げと活動

議連の設立趣意書と「憲法50周年記念フォーラム」(1997(平成9)年5月～11月)

- ・小児科医から政治家へ(1955(昭和30)年3月)
- ・湾岸戦争時の苦い経験(1991(平成3)年1月)

議案提出権のない憲法調査会の設置へ(1999(平成11)年7月) [資料1](#)参照

1. 憲法調査会の調査の経緯と会長として心掛けたこと等

会長として心掛けたこと

- ・憲法論議は、国民代表機関である「国会」で
- ・憲法は、「国民」のもの 発言時間の割当て方法など

調査活動において特徴的な事柄

- ・海外調査(特に、印象に残っているいくつかのこと) [資料2](#)参照
- ・地方公聴会(特に、沖縄での地方公聴会の意義)

報告書のとりまとめ(2005(平成17)年4月)と提言 [資料3](#)参照

2. 憲法調査特別委員会の設置と憲法改正国民投票法の制定の経緯

(序) EU憲法条約に係る国民投票の私的視察(2005(平成17)年5～7月)

各国の国民投票法制の調査(2005(平成17)年9月)から自公案と民主案の提出(2006(平成18)年5月)まで

与野党の修正協議による大幅な「歩み寄り」(2006(平成18)年5月～12月)

年を明けての「政局化」～「しこり」が残った採決(2007(平成19)年1月～5月)

憲法審査会規程未制定＝不作為の「違法状態」の放置(2007(平成19)年5月～)

おわりに

- ・3年間の凍結(準備)期間と4年間の空白期間
- ・今後の衆院憲法審査会への期待

衆議院憲法審査会における中山太郎先生のご報告に関する補足説明

平成23年11月17日(木)
衆議院法制局 橋 幸信

1. 衆院憲法調査会報告書について

(1) 編集方針(2005(平成17)年2月3日幹事会決定)

委員の多様な意見を偏ることなく公平に、かつ、類型化・要約して記載する
多く述べられた意見についてはその旨を記載する

- { () 少なくとも20人以上の委員が発言したテーマであること
- { () そのうち、発言した委員の3分の2以上が賛成したものであること

議論の全貌を分かりやすく維持するため、総論・総括的な部分を設ける

(2) 概要 資料4・5参照 (特に、資料4を参照願います)

2. 国民投票法案の主要論点について 資料6参照

(1) 平成18年5月に提出された両案における「三大論点」

国民投票の対象について、(a)憲法改正国民投票に限るか、(b)それ以外の一般的国民投票も含めるか

投票権者の範囲について、(a)20歳以上とするか、(b)18歳以上とするか

投票用紙の記載方法と国民投票における「過半数」の意義について、(a)「×を記載させた上で、有効投票の過半数」とするか、(b)「のみ記載させた上で、投票総数の過半数」とするか-----要するに、明確な賛否の意思表示をしない票や無効票などを、過半数判定の分母に加えるかどうか-----

(2) 平成18年12月14日時点での「歩み寄り発言」

- ・ 上記のうち (投票権者の範囲)では自公が譲歩、 (投票用紙の記載方法と過半数の意義)では民主が譲歩。残された主要論点は、ほぼ (国民投票の範囲)のみとなる。他方、新聞の無料広告枠やスポットCMの取扱いといった、技術的な論点も登場。

(3) 平成19年3月27日提出の与党修正案と4月10日提出の民主党修正案

- ・ 上記の (国民投票の範囲)のほか、 18歳投票権に関する経過措置規定の有無という相違点や、 国公法・地公法など公務員の政治活動の制限に関する規定の適用の是非に関する相違点も、新たに登場(相違点がやや拡大!?)

いわゆる「3つの宿題」へ

3. いわゆる「3つの宿題」について 資料7参照

附則3条の「18歳選挙権実現等のための法整備」

附則11条の「公務員の政治的行為の制限に係る法整備」

附則12条の「憲法改正以外の国民投票制度導入の検討」

上記 は本法施行まで(公布後3年を経過した日(H22.5.18)まで)に法整備を行うものとされているもの。他方、 には特段の期限はなし。